

いじめ防止等のための基本的な方針



平成29年9月

市立札幌開成中等教育学校

目次

1	いじめに対する基本認識	2
(1)	いじめの定義	2
(2)	いじめの構造といじめる心理	2
(3)	いじめの態様	2
(4)	いじめに対する基本認識	2
2	いじめの防止等の具体的な取り組み	3
(1)	いじめの未然防止に関する事	3
(2)	いじめの早期発見に関する事	4
(3)	「ネット上のいじめ」に関する事	4
(4)	いじめ防止等に関する年間計画	5
3	いじめの防止等の対策のための組織	6
(1)	いじめ防止対策委員会の設置と役割	6
(2)	いじめ事案への対応	7
(3)	いじめの重大事態に関して	8

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。 【いじめ防止対策推進法第2条】

(2) いじめの構造といじめる心理（参考：生徒指導提要-文部科学省-）

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく「聴衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。また、いじめの背景にあるいじめる側の心理という視点から生徒の生活を見ることがいじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる主な要因として次の5つがあげられる。

- ① 心理的ストレス ② 集団内の異質なものへの嫌悪感情 ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識 ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情

(3) いじめの態様（参考：いじめ防止等のための基本的な方針-文部科学省-）

いじめの態様は、下記のように様々な形態をとる。特に、それらの行為が犯罪行為につながると認められる際には、毅然とした態度で対応することが求められる。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

(4) いじめに対する基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものとの認識が必要である。また、最近は携帯電話やパソコンの介在により、さらに見えにくくなっていることも十分に理解しておく必要がある。

【生徒指導提要-文部科学省-】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 【いじめ防止等のための基本的な方針-文部科学省 H29.3 改定】

いじめ問題への対応については、家庭・学校・地域社会が、次に示す基本的認識に基づき、相互の連携を図りつつ根気強く取組を進めていくことが重要である。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識を持つこと。
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努め、いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であることに留意する。
- ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
「いじめは人間として絶対に許されない」という基本的な考え方は、まず家庭において責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
個性や差異の尊重は、特に道徳教育、心の教育を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度などを育成することは、根本的な解決に不可欠である。
- ⑤ 家庭・学校・地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むいじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も重要である。
【参考：いじめ問題への対応－札幌市教育委員会－】

2 いじめの防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止に関すること

- ① 豊かな心をはぐくむ
 - ・ 学校行事等の体験学習や、生徒が主体的に参加・活躍できる授業の実践を通じて、自己肯定感や自己有用感をはぐくむ。
 - ・ 道徳教育の推進により、生徒の情操や生命尊重の態度をはぐくむ。
 - ・ 「こころとからだの時間(1～3年生)」(4～5年生は「ライフスキル」)の授業を年間を通じて行い、コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を構築するための素地をはぐくむ。
- ② 子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進
 - ・ 「命の大切さを見つめ直す月間」における取組(8月末～9月末)としての「いのちを考える学習」を実践する。
 - ・ いじめ防止等に関し、生徒会を中心とした自主的活動の支援をする。
- ③ 家庭・地域との連携、子ども理解における校内研修、情報交流の充実
 - ・ 学校HPやPT会通信等を通じて、学校での取組を発信する。また、子どもへの関わり方などについても情報の発信や啓発を行う。
 - ・ 子ども理解に関する研修を充実させるとともに、生徒情報の共有が円滑に進むように定期的に生徒情報交流会を実施し、教職員が共通理解に基づいた組織的な対応ができるように努める。

(2) いじめの早期発見に関すること

① 教育相談等を通じた生徒個々に関する実態の把握と対応

- ・生活アンケート（年1回程度）、ASSESS（学校適応感尺度：年2回）を実施する。
- ・いじめに関するアンケート（札幌市教育委員会）を実施する。
- ・アンケートの結果や内容分析を含めた教育相談（個人面談：年3回程度、三者懇談：年2回程度）を実施する。
- ・その他、必要に応じてアンケートや面談を行う。

② 相談体制の整備

- ・生徒や保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めるとともに、教育相談便りの発行等を通じて取組を周知していく。
- ・相談窓口が複数あることを認識させるために、カウンセラーや相談支援パートナーと接する機会を設ける。

(3) 「ネット上のいじめ」に関すること

① 『ネット上のいじめ』の特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなること
- ・ネットが持つ匿名性から、安易に書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなること
- ・ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすいこと
- ・ネット上に一度流出した情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があること
- ・身近な大人が、子どもの携帯電話やインターネットの利用の状況を把握することが難しい。また、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態の把握が難しいこと

【「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集－文部科学省－】

② 「ネット上のいじめ」に関する未然防止について

- ・特定の教科に限ることなく、学校生活のあらゆる場面において情報モラル教育を行う。
- ・専門家によるSNS利用に関する講演会を実施する。
- ・懇談会等を通じて、携帯電話をはじめとした情報端末やパソコンの利用について、各家庭での利用状況についての情報交流や家庭での情報モラル教育の重要性に関する啓発を行う。
- ・ネットパトロール（札幌市教育委員会）を活用し、個人情報の掲載や誹謗・中傷などの書き込み事案等に対して、早期に対処する。

(4) いじめ防止等に関する年間計画

	生徒理解・情報交流	未然防止(主に道徳・HRで実施)	早期発見
4月	生徒支援研修 (対応の共通理解) 生徒情報交流会 (生徒情報の共有)	(「こころとからだの時間」として年間を通じて実施する) 『新しい仲間と知り合おう』	生活アンケート
5月	生徒情報交流会	『生活リズムのセルフマネジメント』 SNS講演会	教育相談
6月	生徒支援研修	『自己理解・他者理解』	
7月			保護者懇談
8月		ピアサポート 「会話上手になろう」	ASSESS (学校適応感尺度)
9月	生徒情報交流会	「いのちを考える学習」	悩みアンケート 教育相談
10月	生徒情報交流会	『ほめっせーじ、だめっせーじ』	
11月	生徒支援研修	『感情コーピング』	いじめアンケート (札幌市より)
12月	生徒支援研修	ピアサポート 「問題解決のコツを知ろう」	保護者懇談
1月	生徒情報交流会 生徒支援研修	『心とからだのリラクゼーション』	ASSESS (学校適応感尺度)
2月	生徒情報交流会	『人間関係スキルアップ作戦』	教育相談
3月		「1年間の成長を振り返る」	

今回の道徳教育の改善に関する議論の発端になったのは、いじめ問題への対応であり……道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。 【学習指導要領解説 特別の教科道徳 H29.7月】

※学習指導要領改定の主旨に沿い、『こころとからだの時間』を中心として、「人間としての生き方についての考えを深める学習：道徳科 H29.7」を行う。

3 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条）

(1) いじめ防止対策委員会の設置と役割

① 構成員

教頭、生徒支援部長、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、IBコーディネーター、学年主任
関係担任、該当学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、（相談支援パートナー）

※関係担任と該当学年生徒指導担当以外は毎週開催される「校内学びの支援委員会」を兼務し、日常的な生徒情報の共有を行う。

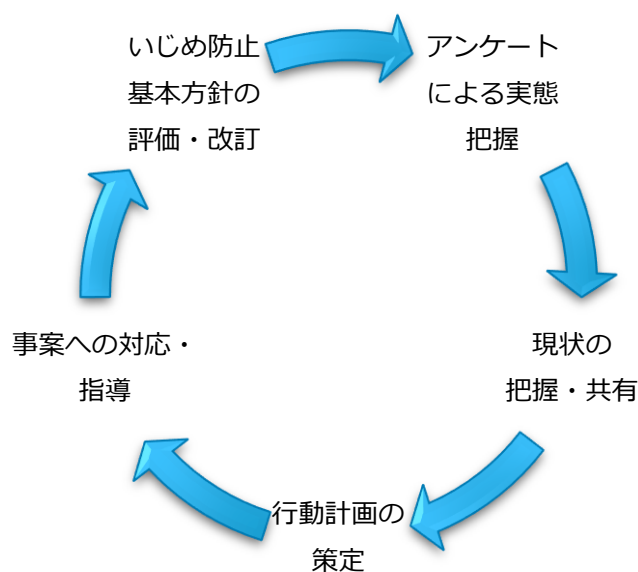
② 役割

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・いじめの相談、通報を受け付ける窓口として機能する。
- ・いじめに関する情報（疑い、人間関係の悩みも含む）の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報に基づき、緊急会議を開催し、事実関係の把握やいじめであるかの判断、指導の体制・対応方針の決定を行う。
- ・具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正や、校内研修の企画と実施、学校基本方針の策定や点検、見直し、事案に対する対応の検証などを行う。

【いじめの防止等のための基本的な方針—文部科学省—H29.3改定】

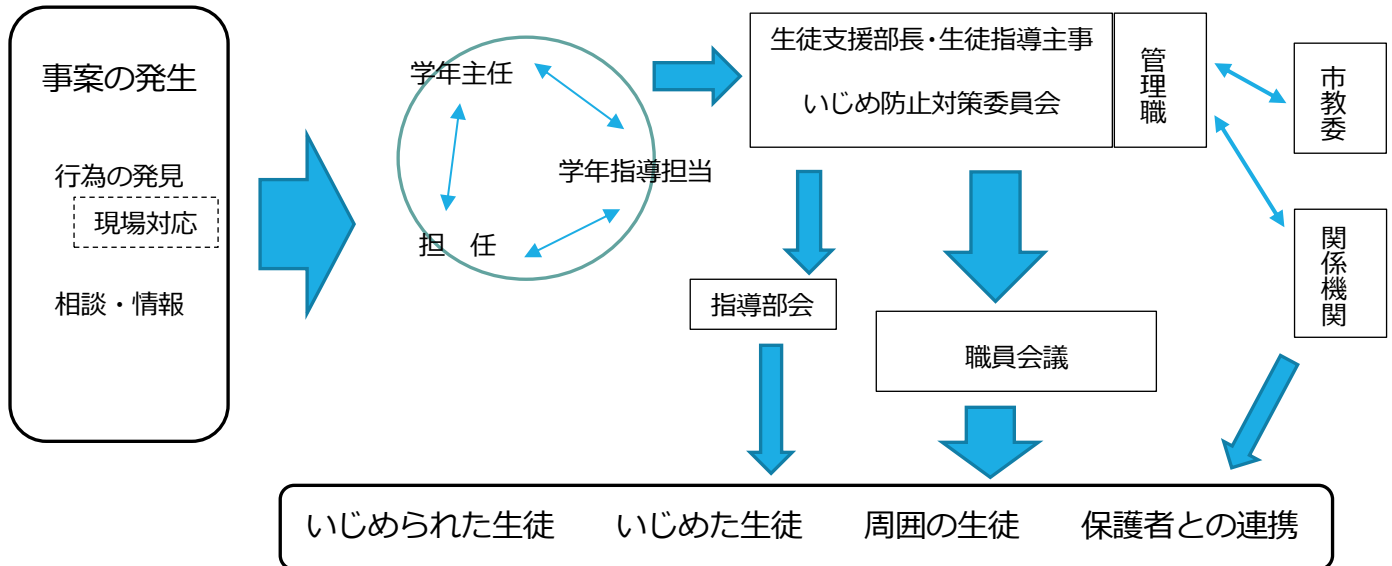
※PEACEサイクル

（Preparation-Education-Action planning-Coping-Evaluation）により検証を行う。



(2) いじめ事案への対応 (参考:札幌市いじめの防止等のための基本的な方針)

① 対応時の流れ



※いじめを発見、または相談を受けた場合は、個人で判断せず直ちに報告し、組織的な対応につなげなければならない【いじめの防止等のための基本的な方針 H29.3 改定】

② 事実関係の確実な把握

- ・関係する（すると思われる）全ての生徒に対して聞き取りを行う。
- ・5W1Hを明確にした整理をし、複数の教職員が認知した情報の集約と共有化を行う。

③ いじめられた生徒の安全・安心の確保

- ・最後まで守り通すという姿勢で対応する。
- ・心配事や不安に思うことを共感的に聞き取り、専門家と連携した対応をするなど心のケアにも努める。

④ いじめた生徒への指導・対応

- ・いじめを受けた生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる。また本心からの謝罪など、今後の人間関係の修復に努める。
- ・いじめた生徒の背景や抱える問題などにも目を向けた指導を行う。

⑤ 周囲の生徒への指導

- ・いじめられることの苦しみを理解させるとともに、はやし立てたり、見て見ぬ振りをすることが、深刻化させることを再度指導する。

⑥ 保護者との連携

- ・把握した事実関係を迅速に伝えるなど、速やかな対応を行い、いじめた生徒の保護者には、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

⑦ ネット上のいじめの対応

- ・関係する生徒等への対応・指導・心のケアを行うとともに、内容の確認と記録を行い、被害の拡大を防ぐために迅速に削除を行う。

(3) いじめの重大事態に関して

〈重大事態の定義〉

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合
 - ・ 「生徒が自殺を企画した場合」「身体に重大な被害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等を想定。
 - ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合
 - ・ 相当な期間とは年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合には、迅速に調査に着手する。
- ※いじめられて重大事態に至ったとの申立てがあった場合は、重大事態が発生したものととして報告・調査等を行う。

〈重大事態の対応〉

※重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。また、「いじめの防止等のための基本的な方針－文部科学省 H29.3 改定－」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン－文部科学省 H29.3 改定－」により適切に対応する。

【いじめ発生から継続的な見守りに至るまでの対応モデル】

